

第25期 第10回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月12日（金）13時30分から14時30分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（16名）

1 番	村田	省三	委員
2 番	音島	義孝	委員
3 番	大伴	四郎左衛門	委員
5 番	井上	一夫	委員
6 番	小谷	英利	委員
7 番	森元	直紀	委員
8 番	音野	茂	委員
10 番	正田	富美子	委員
11 番	万木	巳壽	委員
12 番	本郷	忠史	委員
13 番	上野	壽久	委員
14 番	西村	浩	委員
15 番	森	繁孝	委員
16 番	石津	正嗣	委員
17 番	上坂	雅彦	委員
18 番	濱田	博之	委員

4. 欠席委員（2名）

4 番	安井	善次	委員
9 番	上田	雄亮	委員

5. 説明員（1名）

農林水産課

6. 傍聴人（0名）

7. 議事日程

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について

議案第44号 農地利用最適化推進委員欠員に伴う補欠候補者の推薦及び募集について

報告第48号 議案の撤回について
報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第52号 相続税納税猶予の適格者証明書について
報告第53号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第54号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第55号 農地法第3条の規定による許可の撤回について
報告第56号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の撤回について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 第25期第10回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立ください。
先唱につきましては、議席番号の連番制となっております。本日は、正田
富美子委員に先唱いただきますので、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、
本日は南部選出の副会長であります音野茂委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。
本日は安井善次委員、上田雄亮委員が所用のため、欠席されております。
在任委員の18名のうち、ただいま出席委員は16名でございます。在任委員の
半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、
本定例総会は成立しておりますので、ご報告いたします。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶いただきたいところですが、本日、欠席されていま
す。大津市農業委員会規程第3条の規定による、職務代理者である石津副会
長をお願いしたいと思います。
石津副会長、挨拶をどうぞお願いします。

副会長 本日の議事進行を務めさせていただきますが、何分、不慣れなため、皆さ
んの最後までご協力のほど、よろしくお願いいたします。

副 会 長

ありがとうございました。

引き続き、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長職務代理者である石津副会長にお願いしたいと思います。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、発言をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力のほど、お願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

2 番 音島 義孝 委員

3 番 大伴 四郎左衛門 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見を賜りたいと思います。

それでは、No. 1の地元委員よりご意見等をよろしくお願いいたします。

委 員

本件、4月2日に譲受人と推進委員、そして私の3名で調査をいたしました。申請地については、今、事務局からご説明があったとおり、資料2ページを見ていただきたいのですが、No. 6の田んぼ以外は昨年まで耕作、あるいは作付がされておりますので、きれいな状態でございます。6番の不耕作地については、先ほど事務局からご説明があったとおり、私どもも、すぐに田んぼに戻せると考えております。

一方で譲受人ですが、これまで農業の経験がなく、農業用の機械もお持ちでないということです。立ち会いでは、今後継続して営農するお気持ち、あるいは計画をお持ちかどうかという点を中心に調査させていただきました。

その結果、資料3ページに書いてありますとおり、農業機械や技術、あるいは知識は、〇〇〇〇や農業をされているお友達の力を借りて行う計画という説明がありましたが、これは小作委託の懸念が残るのではないかという点から、譲受人に対しては耕作協力者と譲受人の間で受委託の契約書を結び、三点を明確に記載してほしいと伝えました。一つ目、作付や出荷等の営農計

画を譲受人自身が決める旨。二つ目、収穫した作物は譲受人に所有権がある旨。言い換えると、譲受人の名前で出荷してほしいということです。三つ目、耕作協力者に支払う対価。譲受人が主体的に農業経営を行うということが第三者にも分かるようにしてほしいと求め、了承していただきました。

また、地域の農業に関する奉仕、あるいは取組にも協力してほしいとお願いしましたところ、これについても快く同意していただきました。

以上のことから、継続して営農をしていただけるというふうに思いますので、本件、よろしくご承認くださいますよう、お願いをいたします。

議長 ありがとうございます。
この件につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、去る3月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員からご報告をお願いいたします。
なお、No. 1 につきましては、一日立会委員は地元委員でもございますので、地元委員として併せてご意見をよろしくをお願いいたします。

委員 今、議長がおっしゃいましたとおり、一日立会人をさせていただきました。1 番につきましては、私が地元委員ということで、地元の推進委員と併せて立ち会いをさせていただきましたし、2 番につきましては、地元委員、推進委員と立会いをさせていただきました。

まず、1 番目、中野二丁目地先の件です。今、事務局より説明がありましたとおり、三方を施設、公道、一級河川に囲まれた、いわゆる整形のよい土地でありまして、用排水については一番流末に当たるということで、隣地の農地は川の上流側にありますので、特に問題ないと思われます。

それと、地盤は道路より1 m20cmから1 m50cm下がったところを現状地盤

を使って土壌改良材において固化して現状まま使うということで、特に切り盛りが無いということで問題なからうかと思えます。もともとは、民間営農会社がここを借りて営農をされていたと聞いていますし、もともとの地主さんは営農困難というような考えで、この土地を譲渡されたと思われます。

家が近いとかそういう影響も特にはないと思われますので、この農地転用についてはよいかと判断をいたしました。

それと、2番目の瀬田三丁目地先のところですが、もともと開発の中の一画地であったと思われます。囲繞地にならないように通路だけは開発者が確保して、その農地が利用できるようにされていたような現状です。奥のところの山は保安林でして、本当に少し残った一画地が調整区域と市街化区域の端境でこういうふうに土地が残っているという状況で、特に周辺に農地があるわけでもなく、多くは保安林ですので、特に問題ないと思われます。

進入路についても用地を購入し確保されており、周辺の駐車場不足を解消するために、こういう工事をするということです。特に問題はないかと思えます。

議長 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 2でございますが、地元委員としてのご意見を賜りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員 この瀬田三丁目、立会いましたが、今、一日立会委員が言われましたように、三丁目は保安林の管理もされていますし、一定この畑もきれいにされて、周りの水路がしっかりしていますので、特に問題ないと思えます。こんなところに、まだ一部調整区域が残っていたかという感じで、周りは住宅で駐車場にはもってこいの条件だと思いますが、ここ、一日立会委員が言われましたように、特に問題ないと思えますが、審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、この件につきましては、何かご意見・ご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。

委員 この田の隣接道路が公道というような事例を私は今までで初めて見せていただいたので、搬入口、川沿いから入るように書かれているのですが、その土地はどういう形になるのですか。公道の田のところを通すような形になるのですか。その道は、またがれるのですか。土地の持ち主はそうになっているので。

事務局 ちょうど10ページの利用計画図で見ていただきますと、橋を渡ってすぐのところに入入路を今回つくるということでございますが、こちらの入入路につきましては、農地に入るための入入口としては既にあるようなところなんです。そこを中にも入っていきやすいように若干整備をして入入口をつくるということでございますが、それにあたって入入口を新たに設置するとかで

あれば、また道路の手續とかそういったものが必要になってくることが多いのですが、今回、既にある進入口をそのまま整備し直すということでございましたので、そのこの手續についても問題なく、このまま使用できるということで申請者さんが関係機関には確認は取られて、申請は来られております。

委 員 県も。

事 務 局 そうですね。実際、今おっしゃっていた８ページ目で言うと、官地が確かにいろいろと県の所有の土地とかというところも含めてありますので、その辺りも事前に進入口をつくることについては確認の上、来てはいただいたのですけれども、そこについても問題なく進入口は設置してよいというところで確認は取られてはおります。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。挙手全員により、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。挙手全員により、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第42号 農用地利用集積計画についてを議題とします。
なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員が利害関係人に該当いたしますので、ご退席をひとつよろしくをお願いいたします。

<〇〇委員 退席>

議 長 それでは、農林水産課からの説明をよろしくお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、この件につきまして何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。挙手全員により、議案42号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

ありがとうございました。これより退席いただいた〇〇委員、お入りいただいて結構でございます。〇〇委員、どうぞご着席願います。

<〇〇委員 着席>

議 長 続きまして、議案第43号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見についてを議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員が利害関係人に該当していますので、ご退席、よろしくお願いいたします。

<〇〇委員 退席>

議 長 引き続き、農林水産課から本件について説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 続きまして、事務局から回答案のご説明をよろしくお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、この件につきまして何かご意見・ご質問はございますか。

委 員 資料の1ページ目について。使用貸借になって、地代がないということですが、一番後段に甲の指定の口座に振り込むとあります。地代はあるのですか。

議 長 説明をお願いします。

農林水産課　これに関して、結果を言いますと地代はないのです。中間管理機構がつくっている様式になっていますので、引き落としと書いていますが、地代はゼロ円なのでお金は引き落とされないということになります。

委　　員　　ありがとうございます。

議　　長　　この様式では、非常に分かりにくいですね。
誤解を招きますね。この様式であれば引き落とされるように思っています。

農林水産課　そうですね。（中間管理機構に）お伝えしておきます。

議　　長　　様式を改正したほうがいいかもしれません。知っている人は知っているが、知らない人はそのまま受け取ってしまいます。よろしくお願いします。

農林水産課　はい。

議　　長　　本件、それ以外にご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第43号　農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について、回答案のとおり同意される方は挙手をお願いいたします。

＜採　　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案43号　農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛てに回答することに決定いたします。
〇〇委員、ご着席をお願いいたします。

＜〇〇委員　着席＞

議　　長　　続きまして、議案第44号　農地利用最適化推進委員欠員に伴う補欠候補者の推薦及び募集についてを議題といたします。事務局からご説明、よろしくをお願いいたします。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　説明が終わりました。本件に関して何かご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第44号 農地利用最適化推進委員欠員に伴う補欠候補者の推薦及び募集については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第44号 農地利用最適化推進委員欠員に伴う補欠候補者の推薦及び募集については、原案のとおり決定いたします。
続きまして、報告案件です。報告第48号 議案の撤回について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

- 議 長 今回の報告につきまして、何かご意見・ご質問ございましたら。

(なしの声)

- 議 長 ご意見等もないようですので、続きまして、報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第52号 相続税納税猶予の適格者証明書について、報告第53号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第54号 農地の転用事実等に関する照会について、報告第55号 農地法第3条の規定による許可の撤回について、報告第56号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の撤回について、以上、一括して事務局の報告をお願い申し上げます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

- 議 長 ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

- 委 員 11ページの4、5、6、7は相続されて初めて宅地の地目が田であるということを知られたと思うのですが、これは農業委員会から農地転用していただきとか、その旨の案内というか、意見はされているのですか。放っておいたら、また15ページのこういうふうな形になっているので、そのような指導はされているのかどうかお聞きしたいです。

事務局 受理の通知書を先方にお渡ししているのですが、こういう場合はその他ということで、事務局にご相談くださいということの特記で記載させていただいて、対応しておるところでございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 15ページの1番です。事務局から、〇〇さん宅への訪問に同行してくれと言われたので行きました。法務局から、農業委員会を通していないので、とりあえず現地を確認してくれということだったようです。倉庫みたいなものが建っていたのですが、原状回復命令ということは、それを戻してくれと指示をするのですか。

事務局 法務局に対して回答を行いまして、先日、4条の顛末の許可申請ということで手続きをしっかりとすることで申請が上がってきたところでございますので、来月の総会でこちらの案件につきましては許可の申請書を諮るような形になりますので、実際に対応はさせていただいております。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ご意見等も出尽くしたようですので、続きまして事務局からその他の報告の説明をよろしく願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 どうもありがとうございました。
ほかにございますか。

(なしの声)

議長 司会にマイクを渡します。

副会長 以上をもちまして、第10回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了し、閉会といたします。どうもありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（石津 正嗣 委員） 印

委 員（音島 義孝 委員） 印

委 員（大伴 四郎左衛門 委員） 印